第1分科会(奨学金問題) 宣言決議

高騰する学費と奨学金問題は、今や大きな社会問題として人々の間に認識されつつある。

その中で、2014年4月には、独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金につき、返還制度の一部改善が行われた。そして、来年度からは、給付型奨学金の導入、すべての適格者への無利子奨学金の貸与、所得連動返還型奨学金制度の導入が目指されている。

これらは、確かな前進であるが、他方で様々な問題も抱えている。

給付型奨学金は、対象が一部の人に限られている、若者を養う親などの税負担を軽くする「特定扶養控除」を縮小して財源を確保するなど、市民の分断を招きかねない問題をはらんでいる。 無利子奨学金は、基準を満たしながら利用できないいわゆる「残存適格者」が24,000人と されているが、現場の実態からは明らかに過小な数値となっている。

所得連動返還型奨学金制度に至っては、非課税の人にも返済をさせる、最長返済期間を設けず 完済するまで一生でも支払いを求める、契約当事者でない扶養者の所得をも考慮して返済額を決 めるなど、負担と不安を緩和することを目的とした本来の所得連動返還型の制度とはおよそかけ 離れたものになっている。

問題の根底には、子どもや若者の育ちと成長にはお金を出さないという我が国の従来からの財政のあり方があり、これを根本的に解決しなければ、制度の改善は見込めない。

私たちは、このような観点から、今後の運動につき、以下の目標を設定した。

1 幅広い市民の賛同を得ること

当面、労働者福祉中央協議会と連携して、学費と奨学金制度改善を求めるアピールへの賛同を呼びかけ、様々な分野の呼びかけ人を確保しつつ、広く賛同者の獲得に努める。

2 一歩ずつ確実に成果を勝ち取ること

当面の獲得目標として、①2014年4月に5年から10年に延長された「返還期限の猶予制度」の利用可能期間を15年に延長すること、②延滞金の賦課率を現在の5%から3%に減らすこと、③返済金の充当順位を元金、利息、延滞金の順に変更すること、④所得連動返還型奨学金制度の問題点について見直しを実現すること等を視野に、確実に前進を勝ち取る。

- 3 制度の改善は、無償教育実現への過程と位置づけること。
 - 必要な予算を確保するために、市民の間に租税負担の合意を形成するには、困っている一部の人の救済だけでなく、すべての人を対象とした無償教育へと視野を転換する必要がある。そのためには、個々の制度改善を、学費の引き下げを含めた教育の無償化への過程と位置づけ、全ての人を包み込むような運動を展開する必要がある。
- 4 子ども・若者の他の分野の制度改善への視点を持つこと

奨学金問題は、あくまでお金の問題であり、教育の最終段階の問題である。困難を抱えた子ども・若者は、成長の早い段階から、様々な理不尽な不利益が蓄積されていくのであり、その問題を解決しない限り、真に学びと成長を皆で支える社会を実現することはできない。そのためには、周産期からの早期支援、保育、学童期の支援、中等教育を含めた、子ども・若者の問題に取り組む多くの市民と協力しつつ、その連携の要となる必要がある。

5 当事者の置かれた状況への理解と配慮を怠らないこと

当事者が声を上げることの重要性は、言うまでもないが、他方で、学費と奨学金問題では、声を上げられない多くの当事者がいることも明らかになった。親の影響力、独立を困難にする社会・経済的背景、強い自己責任の意識など、私たちは、当事者が置かれた状況への理解と配慮を怠らず、時には背中をそっと押すような、包容力を持って臨む必要がある。

以上の目標を定め、確実に前進させることを決議する。

2016年11月6日